

令和6年7月19日

石川町長 首藤 剛太郎 様

石川町入札制度内部検討会

副会長 石川町教育長 小 玉 陽 彦

入札等のあり方に関する検討会報告書について（提出）

本町では、令和6年4月30日、現職の町長が官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されるという事案が発生しました。この事態を極めて深刻に受け止め、失墜した町政への信頼回復と疑念を解消する入札事務の公正性の確保に向け適正な入札制度を確立するため、職務代理者の副町長を会長に、教育長（副会長）及び各課等の長で構成する入札等のあり方の検討を行う内部検討会（石川町入札制度内部検討会）が設置され、事件発生に至った課題の抽出、再発を防止するための対策、そして入札制度等の見直しの検討を進めてまいりました。

去る7月16日、第5回石川町入札制度内部検討会を開催し、この間、5回に亘り協議してきた事件の概要の確認や事件発生の直接的要因のほか、入札制度、チェック体制、監視機能、内部通報体制等に係る入札契約制度の検証と課題、再発防止対策の検討結果について、「入札等のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめましたので、下記のとおり当検討会の中間報告として提出いたします。

なお、来る7月29日には、有識者による第三者委員会が設置され、内部検討会での意見等について専門的、客観的見地から本町の入札制度の検証と再発の防止対策についての提言等を受け、今後二度と入札等に起因する事件が発生することのないよう町民の信頼回復に向けた取り組みが進められることとなっておりますので、今後は、第三者委員会からの提言等に加え、これら入札契約制度に係る内部検討会での意見等を踏まえた中で継続的に協議・検討を進めることとし、本町の入札制度や入札手続きに関する具体的な見直し（改革）案についても年内を目途に最終報告としてまとめてまいりたいと考えております。

記

1 提出書類 入札等のあり方に関する検討会報告書 1部

入札等のあり方に関する検討会報告書

令和6年7月

石川町入札制度内部検討会（連絡調整会議）

はじめに

前町長は、適正に入札等に関する職務を行う義務があるにもかかわらず、その職務に反して町が発注する道路改良工事の入札に関し、秘密事項である予定価格と同額である設計額を教示したことで、令和6年4月30日、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、5月21日に公訴を提起された。また、同日の5月21日には、施設用地造成工事の入札に関して、秘密事項である指名競争入札の参加者及び予定価格と同額である設計額を教示したことで、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで再逮捕され、6月10日に追加公訴を提起された。

さらに、同日の6月10日には、町が発注する各種工事等の入札に関し、秘密事項である設計額等を教示したことに対する謝礼として、42万円相当の物品の供与を受けて自己の職務に関し賄賂を受け取ったことで、収賄の疑いで再逮捕され、6月28日に追加公訴を提起された。

これら発生した事態は、町長が、自治体を総括し代表する権限を有し、事務を誠実に管理及び執行し、職員を指揮監督する義務を負うところ、こうした長としての立場を利用しての行為であったことは否めない。結果として、町民はもとより職員を失望させる結果となった。

去る5月9日に開催された石川町工事等指名運営委員会では、5月入札予定の9つの案件について、現段階では入札執行できる環境が整っていないとして中止を決定したところであり、今後入札制度を適正に運用していくためには、行政の停滞は免れないものの再発防止に向けて何らかの見直しが必要であるとの認識のもと、翌10日には、「当面の間、入札の実施を見送ることとする」ことについて、各課等の長あて総務課長通知を発出してきたところである。

この間町は、この事態を極めて深刻に受け止め、失墜した町政への信頼回復と疑念を解消する入札事務の公正性の確保に向け適正な入札制度を確立するため、入札等のあり方の検討を行う内部検討会を設置し、事件発生に至った課題の抽出、再発を防止するための対策、そして入札制度等の見直しの検討を行ってきた。引き続き、7月中を目途に有識者による第三者委員会を設置し、内部検討会での意見等について専門的、客観的見地から本町の入札制度の検証と再発の防止対策についての提言等を受け、今後二度と入札等に起因する事件が発生することのないよう町民の信頼回復に向けて取り組みを進めていくこととする。

令和6年7月16日

石川町入札制度内部検討会

副会長 石川町教育長 小 玉 陽 彦

1 事件発生後の経過等

月	日	曜日	通算	町の対応	通算	議会、選挙等
4	30	火	起算	07:47 町長逮捕（6:30 任意同行後、郡山署内で） 罪名：官製談合防止法違反、公契約関係競売 入札妨害 08:00 捜査員より概要説明（副町長、総務課長） 09:30 庁議（町長逮捕の概要と経過） 10:00 正副議長説明 13:30 議員全員協議会 16:00 記者会見 18:00 県警捜査員による役場庁舎家宅搜索 20 名程の捜査員による関係資料の差押え （町長室、総務課、都市建設課） 22:40 終了		
5	1	水	2	検察庁へ移送 10:00 定例町村長会議（副町長） ※お詫びと経過説明 11:30 庁議 13:30 供述調書・事情聴取（庁舎内） 副町長、総務課長、都建課長ほか ※以後随時対応、記載を省略 16:00 町長逮捕に関する副町長コメント HP 掲載		代理人（弁護士）との連絡手段を確保
	2	木	3	拘留期限 5/11 まで 10 日間 17:00 庁議 17:30 町長職務代理者の設置に関する規程（規程第 4 号）制定、公布（第 88 号） 17:30 職務代理者設置告示（第 89 号）		
	7	火	8	08:30 町長職務代理者を設置（副町長） 町長及び町長印を読み替える告示（第 92 号）		
	10	金	11	拘留期限 5/21 まで 10 日間延長		
	13	月	14	10:00 議員全員協議会		
	15	水	16	15:00 町長辞職届受理（議長） 17:00 報道発表（郡山市役所記者クラブ他） 17:00 庁議（町長退職の申し出）	起算	町長の退職申し出通知 （議長から町選挙管理 委員会へ）
	17	金	18	09:00 臨時会（町長の退職申し出に対する同意） 09:30 議員全員協議会（議員のみで開催）	2	13:00 選挙管理委員会 14:00 報道発表（記者ク ラブ他）
	20	月	21	17:00 町長給与の差し止め等を求める議会要望書 （正副議長から職務代理者へ提出）	5	※町長選挙費の専決処分
	21	火	22	10:41 前町長再逮捕（郡山署内で通常逮捕） 罪名：4/30 逮捕に同じ 4/30 逮捕容疑で起訴 11:30 捜査員より概要説明（副町長、総務課長） 13:00 庁議（前町長再逮捕） 13:22 報道発表（郡山市役所記者クラブ他） ※退職手当支払差止処分を決定 拘留期限（5/12 から 10 日間）	6	報道発表（記者クラブ他） 5 月分給料を日割り支給 ※5/1～5/17（13/23）
	22	水	23	検察庁へ移送 拘留期限 5/31 まで 10 日間 午前 退職手当支払差止処分書（5/22 付作成） 代理人依頼（副町長） 16:00 議員全員協議会 16:45 報道発表（郡山市役所記者クラブ他）	7	
	23	木	24	午後 代理人より退職手当支払差止処分書の 本人確認が終了した旨の報告	8	

月	日	曜日	通算	町の対応	通算	議会、選挙等
5	24	金	25	※以後、適宜対応、記述は省略 午後 退職手当の支払差止処分通知 福島県市町村総合事務組合宛て発送	9	退職手当の支払差止 ※給料月額×在職月数 ×支給割合（798×20 ×0.48）
	31	金	32	拘留期限 6/10 まで 10 日間延長	16	
6	3	月	35		19	9:30 選挙管理委員会
	5	水	37	工事等請負業者指名停止通知書 指名停止期間 R6.6.5～8.2.12（20 か月 8 日）	21	県の入札参加資格制限 措置 R6.5.13～R8.2.12 県の追加措置 R8.2.13～R8.3.26 県の追加措置 R8.3.27～R9.5.12
	6	木	38	※石川町長等の給与に関する条例改正案提出 11:45 議員全員協議会	22	定例会招集日・開会 ※一般質問通告なし 議員全員協議会
	7	金	39		23	13:30 立候補予定者説明 会（高橋翔氏、二 瓶陽一氏出席）
	10	月	42	拘留期限（6/1 から 10 日間） 10:42 前町長再逮捕（郡山署内で通常逮捕） 罪名：収賄 5/21 逮捕容疑で起訴 11:23 捜査員より概要説明（副町長、総務課長） 11:40 議員に対する説明（議員控室） 11:50 庁議（前町長再逮捕）	26	委員会（常任委員会、予算 審査特別委員会）
	11	火	43		27	本会議・閉会
	12	水	44	08:40 庁議（副町長退職の申し出） 09:30 職務代理者・副町長退職願受理（議長） 15:00 報道発表（副町長を退職及び町長選出馬を 表明、郡山市役所記者クラブ他） ※共同福祉施設にて単体会見	28	
	14	金	46	10:00 臨時会（職務代理者・副町長の退職申し出 に対する承認） 午前 期末手当一時差止処分書（6/14 付作成） 代理人依頼（総務課長） 17:30 職務代理者設置告示（第 号）	30	
	15	土	47	08:30 町長職務代理者を設置（職員 総務課長）	31	
	19	水	51		35	13:30 立候補予定者事前 審査
	21	金	53	拘留期限 6/28 まで 8 日間延長	37	
	24	月	56	午後 代理人より期末手当一時差止処分書の 本人確認が終了した旨の報告	40	基準日・登録日 09:30 選挙管理委員会
	25	火	57		41	告示日 08:30 立候補届出受付 （～17:00）
	28	金	60	拘留期限（6/21 から 8 日間） 6/10 再逮捕容疑（収賄罪）で追起訴 21:00 過ぎ保釈（保釈保証金 600 万円）	44	期末手当の支給差し止め ※支給割合 80/100
	30	日	62		46	投開票日 07:00 投票（～19:00） 09:00 選挙管理委員会 20:00 開票・選挙会
7	1	月	63		47	09:00 町長初登庁 09:30 当選証書の付与 10:00 町長就任式

2 入札制度内部検討会

(1) 組織

…石川町庁議等設置規程第7条の規定に基づく連絡調整会議の範囲で開催

なお、必要に応じて入札担当経験者等からの意見を聴取

構成員	副町長、教育長、各課長、議会事務局長、水道事業所長	14名
会 長	副町長（令和6年6月14日退職）	
副会長	教育長	
事務局	総務課長	

(2) 検討事項

①事件の概要の確認

②入札契約制度の検証と課題

- ・ 事件発生の直接的要因
- ・ 入札制度について
- ・ チェック体制について
- ・ 監視機能について
- ・ 内部通報体制

③再発防止対策の検討

- ・ 入札制度について
- ・ チェック体制について
- ・ 外部監視機関について
- ・ 内部通報体制について

(3) 検討期間

令和6年6月3日から7月 日（取りまとめ：6月中を目標）

(4) 開催経過

日 時	内 容
参考 令和6年6月3日	定例連絡調整会議（6月第1回） ・ 適正な入札制度を確立するための取組みについて 入札制度のあり方検討（内部検討会、第三者委員会） 当面の入札の執行
令和6年6月3日	第1回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・ 事件の概要の確認 R6.4.30 逮捕事案、R6.5.21 再逮捕事案 ・ 入札契約制度の検証と課題 事件発生 of 直接的要因

日 時	内 容
参考 令和6年6月6日	議員全員協議会 ・適正な入札制度を確立するための取組みについて 入札制度のあり方検討（内部検討会、第三者委員会） ・6/3 第1回内部検討会を開催、事件の概要の確認と事件発生の直接的要因については協議済みであること。 ・第三者委員会は7月以降に新町長のもとで設置を想定していること。 当面の入札の執行 ・制限付一般競争入札実施要項、対象工事中、設計金額5千万円以上の建設工事を2千万円にまで引下げる（調整中）。 ・地域の守り手、地域産業の担い手としての役割を考慮し、競争参加の範囲としての地域要件は町内事業所とすること。
令和6年6月17日	第2回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・入札契約制度の検証と課題 入札制度について チェック体制について 監視機能について 内部通報体制について
令和6年6月24日	第3回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・入札契約制度の検証と課題（取りまと）と再発防止対策検討 入札制度について チェック体制について 監視機能について 内部通報体制について
令和6年7月8日	第4回入札制度内部検討会（連絡調整会議終了後） ・再発防止対策の検討（取りまとめ） 入札制度について チェック体制について 監視機能について 内部通報体制について ・入札等のあり方に関する検討会報告書（案）
令和6年7月16日	第5回入札制度内部検討会 ・入札等のあり方に関する検討会報告書の決定

3 事件の概要

(1) 令和6年4月30日逮捕事案

①逮捕罪名

前町長（被疑者甲） 官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害
元土木会社社員（被疑者乙、丙） 公契約関係競売入札妨害

②事案の概要

被疑者甲は、町長として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、土木会社の社員である被疑者乙及び丙に対し町が発注する町の改良工事^{※1}の入札（令和4年9月26日執行）に関し、秘密事項である予定価格と同額である設計額を教示して、同社に同工事を落札させた。

※1 改良工事

令和4年9月26日執行	町道116号線道路改良工事
-------------	---------------

(2) 令和6年5月21日再逮捕事案

①逮捕罪名

前町長（被疑者甲） 官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害
元土木会社社員（被疑者乙、丙） 公契約関係競売入札妨害

②事案の概要

被疑者甲は、町長として適正に入札等に関する職務を行う義務があるのにその職務に反し、土木会社の社員である被疑者乙及び丙に対し町が発注する町の施設用地造成工事^{※2}の入札（令和5年2月27日執行）に関し、秘密事項である指名競争入札の参加者及び予定価格と同額である設計額を教示して、同社に同工事を落札させた。

※2 施設用地造成工事

令和5年2月27日執行	石川町認定こども園用地造成工事
-------------	-----------------

(3) 令和6年6月10日再逮捕事案

①逮捕罪名

前町長（被疑者甲） 収賄
元土木会社社員（被疑者乙、丙） 贈賄

②事案の概要

被疑者甲は、町が発注する各種工事等^{※3}の入札に関し、秘密事項である設計

額等を教示したことに対する謝礼として、土木会社の社員であった被疑者乙及び丙から、令和元年10月22日頃から令和5年3月31日頃までの間、合計約42万円相当の物品の供与を受けて、自己の職務に関し賄賂を受け取った。

※3 各種工事等

令和元年6月27日執行	築石橋橋梁補修工事
令和2年6月29日執行	町道1190号線道路災害復旧工事 山沢橋橋梁補修工事
令和3年10月25日執行	町道214号線道路舗装修繕工事 町道220号線道路改良工事
令和4年7月28日執行	町道220号線道路改良工事 石川中学校校舎地震災害復旧工事
令和4年9月26日執行	町道116号線道路改良工事 町道3042号線道路改良工事 町道222号線道路改良工事
令和4年10月31日執行	稻荷橋橋梁修繕工事
令和5年2月27日執行	石川町認定こども園用地造成工事

4 事件発生の直接的要因

町長は、自治体を総括し代表する権限を有し、事務を誠実に管理及び執行し、職員を指揮監督する義務を負うところ、事件の概要のとおり長の職務権限において知り得る情報を長としての立場を利用しての行為であり、法令順守及び倫理観の欠如が直接的な要因である。

5 入札契約制度の検証と課題及び再発防止対策の検討

(1) 入札制度等における現状と課題

①入札執行状況

入札は殆どが指名競争入札となっており、一般競争入札案件は極端に少ない。

なお、(制限付)一般競争入札の対象となる建設工事等は、設計金額が5千
万円以上で、町長が指定するものとされている。

年度	入札件数	一般競争	落札率 (平均)	指名競争			落札率 (平均)
				計	うち設計金額 50,000万円超	うち設計金額 20,000万円超	
R2	93	0		93	0	10	
R3	63	0		63	2	9	92.27
R4	54	2	86.60	52	1	8	91.23
R5	65	0		65	3	9	92.99

②指名競争入札における町内有資格業者の状況

A等級の業者数が少ないため、工事金額が大きい場合の指名業者が固定化する傾向にある。また、建築工事では5社以上の指名が困難である。

等級	一般土木	建築	舗装	工事金額
A	5社	3社	5社	一般土木 制限なし 建築 制限なし 舗装 制限内
B	8社	6社	7社	一般土木 50,000千円未満 建築 100,000千円未満 舗装 20,000千円未満
C	9社	3社	4社	一般土木 20,000千円未満 建築 30,000千円未満 舗装 5,000千円未満

③工事等指名運営委員会では、入札に関するすべての情報が共有されている。

④入札制度等に関して職員のスキルが不足しているほか、法令順守の徹底が必要である。

⑤入札契約に関し、客観的に監視する制度や体制が整備されていない。

⑥技術職が少ないため、民間事業者への依存割合が増える傾向にある。

(2) 内部検討会での意見（主なもの）

①入札制度について

検証と課題	再発防止対策
・ 指名選考内申を行う事業者が固定化している。	・ 談合防止のため、町外業者（白河、須賀川）も複数指名する。 ・ 再発防止対策を講じる上で、町内事業者を守る視点が必要である。
・ 指名選考に明確な選考基準がなく、前例踏襲的なケースが多い。	・ 選考内申の理由・根拠を明確にする。 ・ 町外事業者を積極的に指名する。
・ 入札制度に対する理解が不足している。	・ 設計金額の扱いなど入札制度全般について職員研修を行う。 ・ モラルや規範意識を醸成する。 ・ 秘密情報を教示した場合の処分内容を明示する必要性がある。
・ 事業者に対する概算事業費積算の依頼により入札の秘匿性が保持できない。	・ 職員（直営）や外部委託など第三者による積算を行う。
・ 一般競争入札を行う場合は、参加者の技術力等について確認が必要である。	・ 参加申請時に事業者から工事等の施工実績書の提出を求める。
・ 予定価格は入札執行後に町 HP で公表している。	・ 予定価格は事前公表とする。 ※委託業務において見積業者が入札に参加する場合など、実態に即して理解が得られるのではないかと。 ・ 郵便入札や電子入札制度を導入する。 また入札執行後、落札候補者の資格審査を行う。
・ 設計金額（予定価格）の積算が容易にできる状態にある。	・ 予定価格を下げる（歩切する）。
・ 一般競争入札が極端に少ない。	・ 業者の格付け（ランク付け）の必要性を認めつつ、その枠組みを緩やかにする。 ・ 地域要件の緩和を図り、概ね 10 以上の入札参加資格者が見込めるような地域設定を行う。 ・ 建築・委託業務にはプロポーザル方式（随意契約の一種）を積極的に採用する。

検証と課題	再発防止対策
・入札は法令等に基づき適正に運用されてきた。大幅な見直しの必要性はなく、最小限とすべきである。	・秘密事項の漏洩を防止する、競争性を高めて落札率を引き下げるとの視点に立って、最低制限価格を事前公表する。

②チェック体制について

検証と課題	再発防止対策
・入札執行状況（落札率等）に関する調査が一切行われていない。	・他町村との比較等による落札率の監視体制を整備する。
・談合等が疑われる事案等の把握がされていない。	・前回までの入札状況を検証、必要に応じて入札手続き等を確認し、状況の報告や注意喚起を行う。

③監視機能について

検証と課題	再発防止対策
・設計金額や指名業者など入札に関する秘密情報が制限なく共有されている。	・工事指名等運営委員会での資料配布方法等を見直す。
・他者に誤解を与えかねない事業者等との付き合い方が散見される。	・密室等において事業者とみだりに接触しないよう心掛ける。
・入札監視体制が整備されていない。	・入札監視機能を強化するための体制を整備する。 ・外部委託により民間での監視を行う。
・設計図書が容易に閲覧できる状態にあると考えられる。	・システムの使用を含めアクセスの制限を行う。 ・設計図書等の保管・管理を徹底する。

④内部通報体制

検証と課題	再発防止対策
・内部通報を行う環境が整っていない。	・内部通報用窓口を設置し、職員に周知する。 ・上司を通さずとも相談・報告できる窓口を設置し、職員に周知する。 ・入札情報等漏洩防止のための規程（事案発生時の記録等）を整備する。

⑤その他

検証と課題	再発防止対策
・ 予算書の段階で工事費が詳らかな状態で公表されている。	・ 予算書中、「説明」欄の記載内容を検討する。
・ 不正行為に対して厳正な措置が講じられていない。	・ 入札談合があった場合の損害賠償額を引き上げる。 ・ 入札参加資格の停止期間の上限を延長する。
・ 入札制度に対する信用が失墜してしまった。	・ 第三者機関を通して入札を行う。

6 入札制度の見直し（改革案）

入札制度内部検討会では、談合防止のため町外事業者を積極的に指名するとの意見が出る一方、再発防止対策を講じる上で町内事業者を守る視点が必要であるとの意見が出された。公平性、公正性の維持や透明性の確保はもとより、競争性を高め、恣意性を排除することと、地域の守り手、産業の担い手をいかにして持続的に育成・確保していくのか、これらを両立させる視点を持つことの重要性が指摘されている。

また、倫理観や規範意識を醸成するための入札制度に係る職員研修、入札監視機能を強化するための体制整備、入札情報等漏洩防止のための規程の整備や内部通報用窓口の設置等が提案されているほか、予定価格の事前公表、郵便入札や電子入札制度の導入、業者の格付け（等級）の緩和や弾力的な運用、損害賠償額引上げや入札参加資格停止期間上限延長といった入札談合抑止のための強化策などが提案されている。

本町では、今月（7月）中を目途に、有識者による第三者委員会が設置され、本検討会での意見やその他委員会が必要と認める事項について審議を行い、専門的、客観的見地から本町の入札制度の検証と官製談合等の再発防止対策について提言等を受けることとなっている。

今後は、第三者委員会からの提言に加え、これら入札契約制度に係る内部検討会での意見等を踏まえた中で、本町の入札制度や入札手続きに関する具体的な見直し（改革案）について継続的に協議・検討を進めていくものとする。

附記

なお、「当面の間、入札の実施を見送ることとする」として、4月25日の入札執行以降、中止を余儀なくされてきた工事等入札については、この間の議会並びに関係者等への説明・協議の経過を踏まえ、町が適正な入札制度を確立するための取り組みとして掲げた「当面の入札の執行」のための「暫定措置期間の入札方法」を基本に、8月上旬を目途に再開させる見通しとなっている。

本検討会においても、行政サービスのこれ以上の停滞は許されないとの認識のもと、全構成員の総意として、暫定的な入札方法の見直しをもって工事等入札を再開させることが適当である旨の確認が為されている。

資 料

(1) 入札執行等に関する経過と今後の日程

日 時	内 容
令和6年4月10日	工事等指名運営委員会（第1回） ・ 指名競争入札参加者の指名（4月25日入札分） 入札案件3件
令和6年4月25日	工事等入札執行 ・ 入札件数3件
令和6年5月9日	工事等指名運営委員会（第2回） ・ 指名競争入札参加者の指名（5月24日入札分） 入札案件9件 ※5月の工事等入札の中止を決定
令和6年5月10日	工事等の請負契約に係る入札の実施見送りについて （令和6年5月10日付け事務連絡、総務課長通知） ・ 6月入札案件調査 ※5/14 期限：8件
令和6年5月24日	工事等入札中止
令和6年6月4日	工事等指名運営委員会中止
令和6年6月6日	議員全員協議会（協議） ・ 適正な入札制度を確立するための取り組みについて 「入札等のあり方の検討」と「当面の入札の執行」に係 る町の考え方（方針）
令和6年6月26日	工事等入札中止
令和6年7月3日	工事等指名運営委員会中止
令和6年7月16日	制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（第1回） ・ 資格調書審査、決定 工事等指名運営委員会（第3回） ・ 指名競争入札参加者の指名（8月6日入札分） 入札案件1件
令和6年7月24日	工事等入札中止
令和6年7月30日	制限付一般競争入札に係る資格審査委員会（第2回） ・ 参加資格審査
令和6年7月31日	定例議員全員協議会（協議） ・ 入札執行の再開について ・ 官製談合の再発防止に関する第三者委員会の設置につい て
令和6年8月6日	工事等入札執行 ※入札執行の再開 ・ 入札件数2件（制限付一般競争1件、指名競争1件）

(2) 当面の入札執行に向けた考え方

※令和6年6月6日議員全員協議会協議資料抜粋

2. 当面の入札の執行

事件の発生を受け、その容疑の内容及び性質に鑑み、5月に予定されていた入札の執行を見送った。

本町の入札は、上位法及び指針等に基づき、自ら定める規則、要綱等により事務処理がなされていたが、事件の発生により、再発の防止を図るため一部制度の見直しや追加、またその運用、更には監視体制について対策を講じる必要がある。

しかしながら、当面する行政運営においては、予算の執行に際しての入札契約事務の遅れが、行政サービスの停滞を招き、多くの混乱を招くこととなる。

したがって、今後、入札等のあり方の検討を進めながらも、暫定措置として、認定こども園の整備に係る工事など一刻の遅れも許されない事案については制限付き一般競争入札の対象範囲を拡大し入札を執行する。

暫定措置期間の入札方法

○「競争参加の範囲」を拡大し、「発注者の恣意的運用」をより排除するため、現行制度の制限付一般競争入札の対象範囲を拡大する。

なお「競争参加の範囲」については、本町の事業者が、地域の守り手そして地域産業の担い手としての役割を考慮し決定する。

○「不良不適格業者の排除」と「品質の確保」を図るため、入札参加資格要件（経営事項審査結果や実績等）については、現行の制度を運用する。

参考 入札方式（一般競争入札、指名競争入札）のメリット、デメリット

入札方式	メリット	デメリット
一般競争入札	・ 広範な参加により競争性が高まる。 ・ 発注者の恣意性を排除しやすい。 ・ 入札談合を行いにくくし得る。	・ 施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。
指名競争入札	・ 良質な業者を選定することにより、質の高い工事を確保し得る。 ・ 次回の指名を目標に、品質確保のインセンティブを業者に与える。	・ 業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。 ・ 入札業者が限定されると談合を誘発しやすい。